序章

1. 計画作成の背景と目的

(1) 背景

本市は、八高山をはじめとする山地、市南部のが笠山丘陵、遠州灘に面した砂浜海岸と、起伏に富んだ自然の多いまちであるとともに、古代から東海道と秋葉道(塩の道)が交差する交通の要衝として多くの人が交流し、近世には掛川城と横須賀城の2つの城下町を中心に発展を続けてきた。現存する多くの文化財は、往時の営みや歴史を物語っている。また、脈々と受け継がれた「報徳の教え」は、自然や先人を敬いつつ、自分たちの力で自分たちのまちを良くしていくという、自立の気風に満ちたまちづくりにつながっている。そして、豊かな自然を守り、くらしに必要な都市機能を維持する、調和とバランスの取れたまちづくりを進めている。

文化財は、わたしたちの歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な市民共有の財産である。先人の遺した財産を確実に次世代に継承していくことは、豊かな心でくらし、個性豊かで魅力あるまちづくりの核にもなる。例えば、掛川城御殿がのこる掛川城を中心とした地域は、これまで観光スポットとして多くの人々が訪れており、地域の文化財が観光振興や地域活性化に大きな役割を果たしている。

しかしながら、本市においても人口減少や少子高齢化により、文化財を継承する担い手不足が大きな課題となっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の礎である伝統行事が休止したことで、その継承が危ぶまれている。自然災害の頻発・激甚化により、文化財の滅失や散逸の防止も急務となっている。一方、世界的なデジタル化の動きを踏まえ、新たなデジタル技術を導入することで、文化財を守り、文化財を活かした新たな価値の創出や、文化や伝統技術を後世に継承する取組も可能となっている。

文化財を守り伝えることは、今後の地域社会のあり方と密接に関わっている。しかし、厳しい財政状況の中、施設・設備の老朽化対策や人材の確保・育成など、文化財の保存を取り巻く環境は平穏ではない。危険にさらされている文化財を、多くの人々によって支え、まちづくりの核として未来へ継承する方法を模索していく必要がある。

(2)目的

『掛川市文化財保存活用地域計画』(以降、本計画という)を作成する。その目的は次のとおりとする。

- 本市の文化財に関する課題や社会の動きを見つめ、郷土への理解を深め、地域全体で文化財を支えていく仕組みをつくる。
- 本市の多様な文化財を尊重したまちづくりを受け継ぎ、文化財を今と未来の人々の財産として大切にしながら活用することで、より良いくらしの実現、地域の活性化を観光などによってさらに進める。
- 誰もが本市の歴史文化に愛着を持ち、誇りと感じるだけでなく、未来の人々もこの場所が誇りと思うことができる仕組みをつくる。

2. 地域計画の位置づけ

(1) 関連計画における位置づけ

本計画は、『静岡県文化財保存活用大綱』を勘案し、本市の上位計画である『第 2 次掛川市総合計画 【ポストコロナ編】』との整合性を図りつつ、本市における文化財の保存・活用に関する基本方針を示す マスタープランと、計画期間中に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとして作成するものである。また、市の地域創生、まちづくり、観光、教育などの様々な関連分野の計画と連携を図りながら、各種事業を展開・推進するものとする。

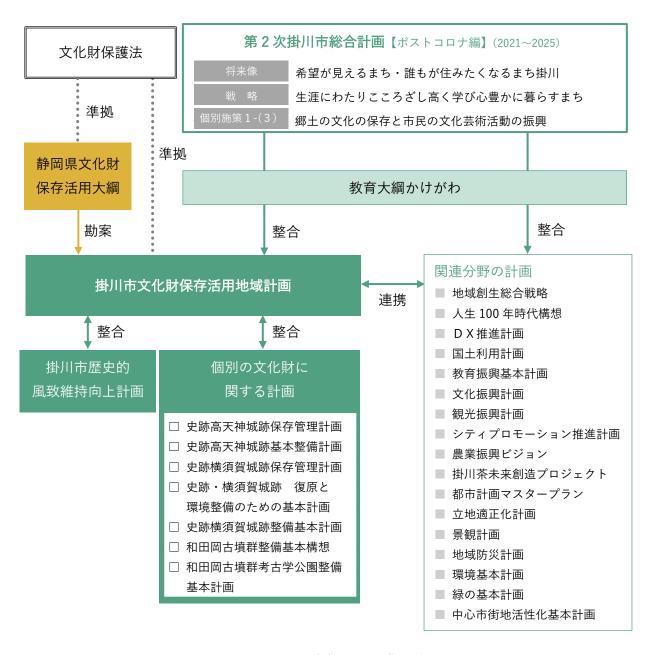


図 関連計画における位置づけ

(2) 勘案・整合が必要な関連計画

本計画にとっての勘案・整合が必要な県の大綱と市の上位計画、文化財関連の計画の概要を示す。その他の関連分野の計画については、資料編で文化財との関わりを示す。

①静岡県の計画

○ 静岡県文化財保存活用大綱【令和元年度(2019)策定】

・ 「美しい"ふじのくに"の文化財を県民総がかりで守り、誰もが親しみながら、未来へつなぐ」という基本理念の下、本県が目指す文化財の保存・活用のあるべき姿を実現するために、「文化財の確実な保存」、「文化財を支える多様な人材の育成」、「文化財の効果的な活用」の3つの基本方針を掲げ、県の取組を示している。

②掛川市の上位計画

○ 第2次掛川市総合計画【ポストコロナ編】[令和3年度(2021)~令和7年度(2025)]

- ・ 将来像「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」を実現するための取組の方向性の ひとつとして、「郷土の文化の保存と市民の文化芸術活動の振興」(第3部基本計画の第3章個 別施策の1-(3))を示している。
- ・ 施策の方向として、文化財や史跡の調査・保存、文化財や史跡の活用、文化財の保存の担い手 の拡大などを掲げている。

○ 教育大綱かけがわ [平成28年度(2016)~令和7年度(2025)]

- ・ 「こころざしと学ぶ意欲を育てる人づくり」、「市民総ぐるみによる学びの環境づくり」、「未来 志向のまちづくり」の3つの基本方針を定めている。
- ・ 重点的に取り組むべきプロジェクトの一つとして、「郷土への誇りと愛着を育むプロジェクト」 を掲げ、郷土の歴史や文化などを学ぶことにより、郷土を誇りに感じ、ふるさとを大切に思う

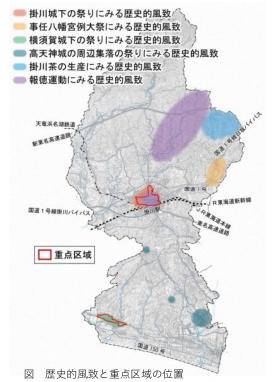
人づくりを推進することを明記している。

③歴史文化を活かしたまちづくり計画

〇 掛川市歴史的風致維持向上計画

[平成 29 年度 (2017) ~ 令和 8 年度 (2026)]

- ・ 6つの維持向上すべき歴史的風致(歴史的建造物と 人々の伝統的な活動が一体となった良好な市街地の 環境)に関する方針を示している。
- ・ 掛川城を中心とした「掛川城下地区」、横須賀城跡を 含む「横須賀城下地区」を重点区域に設定し、歴史的 な建造物の保全や伝統的な活動の継承等に係る施策 を重点的に実施することとしている。
- ・ 計画期間中に本市固有の歴史的風致の維持向上を図るため、27事業を掲げている。



4個別の文化財に関する計画

〇 史跡高天神城 跡保存管理計画【平成 7 年度(1995)策定】

・ 自然災害や開発等から史跡を守り、一般見学者に山城としての様相を理解してもらうため、国 史跡指定地と国史跡指定地外の遺構が確認されている地域、高天神城跡に隣接する地域につい て、保存及び管理の方法、整備の方向性を定めている。

O 史跡高天神城跡基本整備計画 (整備基本構想・整備基本計画) 【平成 10 年度 (1998) 策定】

・ 上記の保存管理計画を踏まえ、基本整備構想で基本方針を定め、整備基本計画で遺構、園路、 サイン、便益施設、修景の具体的な整備の計画を示している。

○ 史跡横須賀城跡保存管理計画【昭和 57 · 58 年度 (1982 · 1983) 策定】

・ 城跡の保存と域内にくらす人々の生活との調和を図りつつ、横須賀城跡を適切に保存及び管理 するため、史跡を3地区に区分し、地区ごとに土地及び構築物の規制や整備の進め方を示して いる。

〇 史跡・横須賀城跡 復原と環境整備のための基本計画(整備基本構想・整備基本計画)

【昭和59年度(1984)策定】

・ 遺構の保存を図りつつ活用するため、整備の基本方針を定めている。また、史跡全体を複数の ゾーンに分け、ゾーンごとに、建物等の復原整備、園路計画、サイン計画、造成計画等の方針 を示している。

○ 史跡横須賀城跡整備基本計画【平成 21 年度(2009)策定】

・ 上記の基本計画を踏まえ、横須賀城跡を核とした個性ある地域づくりを進めるため、城跡に8つのゾーンを設定し、一体的な整備と効果的な管理・活用を図ることとしている。

○ 和田岡古墳群整備基本構想【平成8年度(1996)策定】

・ 国指定史跡である和田岡古墳群と地域一帯を整備していくため、古墳の保存と価値の顕在化、 公園空間の整備、良好な自然の保全、里山景観・田園景観の継承の方向性を明らかにしている。

○ 和田岡古墳群考古学公園整備基本計画【平成 18 年度(2006) 策定】

・ 整備目標を「古代に想いをはせ、郷土の風景に憩う『掛川和田岡古墳群歴史の里』づくり」と し、各古墳や周辺の施設の整備、サインシステム、住民参加の管理運営計画など具体的な整備 の方向性を示している。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度(2024)から令和 15 年度(2033)までの 10 年間と定める。この うち令和 6 ~9 年度(2024~2027)を前期、令和 10~12 年度(2028~2030)を中期、令和 13~15 年度(2031~2033)を後期とする。上位計画である掛川市総合計画(2025 年度まで)と整合を図り、その施策を反映させていくため取組の見直しを行い、優先すべき取組は、計画の変更を検討していく。

なお、軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、文化庁及び県に情報提供する。軽微な変更以外の「計画期間の変更」、「市町村の区域内に存ずる文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」の場合は、文化庁の変更の認定を受ける。

| 令和 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 6 年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 |
| (2024) | (2025) | (2026) | (2027) | (2028) | (2029) | (2030) | (2031) | (2032) | (2033) |
| | 前期 | | | | 中期 | | | 後期 | |

4. 本計画における文化財の定義

「文化財」とは、我が国の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である。文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型と、埋蔵文化財、文化財の保存技術を保護の対象としている。これらの中で、重要なものについては、国、県、市の指定等によって保護されている。また、未指定ではあるものの、多く人々によって、これまで大切に守られ、伝えられてきた文化財が市内には数多く残されている。

本計画では、これら文化財保護法で定められた文化財に加え、伝説や方言、地名などを含めたわたしたちが次の世代へ伝えていきたい身近にあるモノ・コトを広い意味で「**文化財**」とする。

